

# 介護職員等特定処遇改善について

## 職場環境等要件について

### 《 資質の向上 》

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

### 《 労働環境・処遇の改善 》

- ・新人介護職員の早期離職防止のための新人指導担当者制度等導入
- ・雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室の整備

### 《 その他 》

- ・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・職員の増員による業務負担の軽減

## 賃金改善方法

①10年以上介護福祉士の資格を有した上で勤続していて、他法人を含めて介護職員として10年以上経験がある者、また10年未満でも役職者の者

月額 12,000円 ～ 40,000円

②他の介護職員

月額 0円 ～ 10,000円

一時金での支給

介護の正職員のみ 0円 ～ 50,000円